

## 固定資産の減損に関するアンケートの結果の概要

独立行政法人における固定資産の減損について、全ての独立行政法人（87 法人）に対し、アンケートを行った。その結果の概要は以下のとおりである。なお、特に記載がない場合、回答の時点は平成 30 事業年度末である。

1. 「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（以下「独法減損基準」といいます。）と企業会計における固定資産の減損会計基準のどちらを採用していますか。

84 法人が独法減損基準を採用。 3 法人が企業会計の減損基準を採用

2. 平成 30 事業年度の財務諸表における減損の兆候について、資産の名称ごとに、独法減損基準第 3 「減損の兆候」 2 (1)から(5)のどのケースに該当するか、固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額（固定資産の種類別）、減損の兆候の概要、減損の兆候があるものの減損の認識に至らなかった理由、を御教示ください。

## 減損の兆候のケースごと帳簿価額及び法人数

独法減損基準第 3 減損の兆候 第 2 項	帳簿価額 (百万円)	法人数 (法人)
(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画、中長期計画及び事業計画の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。	102	3
(2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。	4,843	7
(3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。	—	—
(4) 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。	585	8
(5) 独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。	18,998	19
合計	24,530	—

## 資産の種類ごとの帳簿価額

	帳簿価額 (百万円)
土地	12,172
建物・構築物	8,571
水源林	3,485
機械・備品	143
その他	158
合計	24,530

3. 独法減損基準第3「減損の兆候」2(1)の業務の実績に基づく減損の兆候の判断に実務上の問題があれば、その内容を御教示ください。

業務の実績に基づく減損の兆候の判断について、過去に1度減損を認識したもので、減額をしていない場合に、業務の実績の比較対象として、「過去に減損を認識した時点」と比べればいいのか、それとも「取得した時点」のいずれで判断すればいいのか。
事業と完全に連動した資産であれば、減損しなければならない資産の判定は容易であるが、研究機関の資産において、減損の兆候の判断自体がむずかしい。
「減損の兆候」2(2)との違いが不明瞭に感じる。
業務の実績の著しい低下について、特に研究開発法人においては定量的判断が困難。

4. 独法減損基準第3「減損の兆候」2(2)の使用可能性に基づく減損の兆候の判断に実務上の問題があれば、その内容を御教示ください。

使用可能性に基づく減損の兆候の判断について、過去に1度使用率の低下により減損を認識したもので、減額をしていない場合において、使用率の低下の判断は、「取得時の使用可能性」と比べるのか、それとも「1度減損を認識した時点の使用可能性」のいずれで判断すればいいのか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該資産の使用可能性の著しい低下について、当該資産の取得時に想定した使用可能性を基準（現物出資時又は承継時）として判断するとあるが、取得時の使用可能性の判断が不明であった場合、現時点での使用可能性で判断して問題無いか。</li> <li>➤ Q減損3-2の固定資産が使用されている範囲又は方法の具体的な事案として2)固定資産が遊休状態になっていること、3)固定資産の稼働率が著しく低下した状態が続いていることが挙げられているが、どの程度の期間遊休状態となっていることを指すのか、また、稼働率の著しい低下がどの程度続いていることを指すのかについて具体的な判断基準はあるのか。</li> <li>➤ 当該資産を当初の用途とは異なる用途に転用（用途変更）する場合の適用条項について、当該条項「固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生じる見込みであること。」で減損兆候の判断をすることになるのか。一方で、減損基準第3「減損の兆候」2(5)において、使用しない決定を行った場合に減損の兆候に該当し、「注5」において、使用しない決定は用途変更の決定を含む旨が明記されており、用途変更の場合には、どちらの条項で減損兆候の判断をすればいいのか。また、上記に係る兆候を判定する際に具体的な算定基準はあるのか？</li> </ul>
減損の兆候自体の判定がむずかしい。また、仮に減損するとなった場合の計算においても一定の公式があるわけではないので、どこまでの額を減損するか時間を要する。
「減損の兆候」2(1)との違いが不明瞭に感じる。
『固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解』注3には「当該資産の使用可能性の著しい低下については、当該資産の取得時に想定した使用可能性を基準として判断する。」とあるが、耐用年数等が長期にわたる固定資産については使用目的の達成後に他の用途に転用されることも想定されることから、使用可能性の基準を「資産の取得時」とするのは必ずしも適当ではないのではないか。

5. 平成 21 事業年度から平成 25 事業年度及び平成 26 事業年度から平成 30 事業年度の期間ごとの減損の認識について、資産の名称ごとに独法減損基準第 3 「減損の兆候」 2 (1)から(5)のどのケースに該当するか、固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額（固定資産の種類別）、減損の認識に至った経緯、減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳、を御教示ください。

減損の兆候のケースごとの減損額

独法減損基準 第 3 減損の兆候 第 2 項	平成 21～25 事業年度				平成 26～30 事業年度			
	PL 計上		資本剰余金の減額		PL 計上		資本剰余金の減額	
	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)
(1)	—	—	—	—	—	—	—	—
(2)	1,668	4	15,254	10	3,781	6	56,687	8
(3)	—	—	—	—	5,927	1	—	—
(4)	—	—	5,522	15	33	3	5,786	18
(5)	4,322	18	32,856	44	4,847	19	93,765	38
企業会計基準適用	16,397	1	597	1	16,998	2	—	—
合計	22,388	—	54,230	—	31,588	—	156,239	—

資産の種類ごとの減損額

(単位：百万円)

	平成 21～25 事業年度			平成 26～30 事業年度		
	PL 計上	資本剰余金 の減額	計	PL 計上	資本剰余金 の減額	計
建物・構築物	13,315	23,755	37,071	18,954	32,563	51,517
機械・備品	1,339	4,637	5,976	792	23,531	24,323
土地	5,643	20,475	26,119	4,973	30,585	35,559
建設仮勘定	121	5,194	5,315	579	61,616	63,195
その他	1,968	168	2,136	6,289	6,943	13,233
合計	22,388	54,230	76,619	31,588	156,239	187,828

6. 平成 21 事業年度から平成 25 事業年度及び平成 26 事業年度から平成 30 事業年度の期間で、独法減損基準第 6 「減損額の会計処理」(1)又は(2)のケースがありましたら、それぞれのケースごとに、資産の名称、減損の兆候のケース（質問 3 参照）、用途、種類、場所、帳簿価額（固定資産の種類別）、減損の認識に至った経緯、減損額を御教示ください。

減損の兆候のケースごとの減損額

独法減損基準 第 3 減損の兆候 第 2 項	平成 21～25 事業年度				平成 26～30 事業年度			
	第 6 (1)		第 6 (2)		第 6 (1)		第 6 (2)	
	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)
(1)	—	—	—	—	—	—	—	—
(2)	—	—	9,628	10	—	—	344	7
(3)	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)	—	—	5,510	14	—	—	5,772	17
(5)	—	—	27,534	42	—	—	75,697	33
合計	—	—	42,673	—	—	—	81,814	—

資産の種類ごとの減損額

(単位：百万円)

	平成 21～25 事業年度		平成 26～30 事業年度	
	第 6 (1)	第 6 (2)	第 6 (1)	第 6 (2)
建物・構築物	—	20,805	—	25,725
機械・備品	—	1,435	—	16,871
土地	—	20,268	—	27,158
建設仮勘定	—	49	—	5,142
その他	—	114	—	6,916
合計	—	42,673	—	81,814

7. 平成 21 事業年度から平成 25 事業年度及び平成 26 事業年度から平成 30 事業年度の期間で、独法減損基準第 7「資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」(1)又は(2)のケースがありましたら、それぞれのケースごとに、資産の名称、減損の兆候のケース（質問 3 参照）、用途、種類、場所、帳簿価額（固定資産の種類別）、減損の認識に至った経緯、減損額を御教示ください。

#### 減損の兆候のケースごとの減損額

独法減損基準 第 3 減損の兆候 第 2 項	平成 21～25 事業年度				平成 26～30 事業年度			
	第 7(1)		第 7(2)		第 7(1)		第 7(2)	
	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)	金額 (百万円)	法人数 (法人)
(1)	—	—	—	—	—	—	—	—
(2)	—	—	5,291	5	—	—	56,343	3
(3)	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)	—	—	0	2	—	—	0	4
(5)	15	1	4,401	25	0	1	18,072	19
合計	—	—	9,693	—	0	—	74,425	—

#### 資産の種類ごとの減損額

(単位：百万円)

	平成 21～25 事業年度		平成 26～30 事業年度	
	第 7(1)	第 7(2)	第 7(1)	第 7(2)
建物・構築物	15	1,218	0	6,837
機械・備品	—	3,094	—	6,659
土地	—	206	—	3,427
建設仮勘定	—	5,144	—	57,473
その他	—	29	—	27
合計	—	9,693	0	74,425

※アンケート後、事務局より第 7(1)の処理を行った法人に対して確認を行ったところ、記載誤りであったとの回答があった。

以上を踏まえ、減損の兆候の判断に関する実務上の課題について、必要に応じて独法減損基準の Q&A に規定を設けることが考えられる。

以 上